

## 【小林市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策】

## 特別定額給付金のお知らせ

- ◆**給付対象者** 基準日（令和2年4月27日）に、市の住民基本台帳に記録されている方
- ◆**給付額** 世帯構成員1人につき10万円 ※対象者のいる世帯の世帯主が受け取り
- ◆**申請手続き** 「郵送」か「オンライン」で1回のみ申請できます

## 郵送で申請

市から世帯主の自宅に郵送される申請書に必要事項を記入し、添付書類を付けて、同封の返信用封筒で市役所へ返送ください。  
 ※申請書は、5月下旬から随時お届けします。  
 ※添付書類の詳細は郵送された申請書を確認ください。

## オンラインで申請

「マイナポータル」で検索し、専用サイトから申請ください。  
 ※申請には『世帯主のマイナンバーカード』と『マイナンバーカード読取対応のスマートフォン』または『パソコンとカードリーダー』が必要です。

- ◆**給付開始の見通し** ●オンライン申請・・・5月中旬予定
- 郵送申請・・・5月末予定

●問＝小林市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室 TEL 22 - 2090

## 【小林市事業持続化緊急給付金事業】

受付は令和2年6月30日まで

## 飲食サービス・宿泊業の支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食サービス業や宿泊業を支援するため、要件を満たした事業者に対して、一律10万円を支給します。

※この支援は市独自の給付金事業で、国の持続化給付金（中小企業200万円、小規模事業者100万円）、県の小規模事業者事業継続給付金（20万円）とは別の事業となります。

## ▼支給対象者（次の要件の全てに該当する者）

- ①市内に事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人
- ②食品衛生法第52条の規定により飲食店営業又は旅館業法第3条の許可を受けた者であって、当該事業を主たる事業として営む者
- ③令和元年12月31日までに創業している者
- ④令和2年2月～5月の間で、一箇月の売上高（複数の事業を営む場合は、それらを合算した事業収入）が前年同月比で5割以上減少している者
- ⑤令和2年1月31日までに納付期限が到来している市税等を完納している者

## ▼申請方法

申請書と必要書類を申請窓口へ提出ください。  
 ※申請書および必要書類などの詳細は、市ホームページまたは商工観光課へ問合せください。

## ▼申請窓口

商工観光課、須木庁舎地域振興課、野尻庁舎地域振興課  
 （月曜～金曜 / 8時30分～17時15分）

●問＝商工観光課 TEL 23 - 1174

**詐欺に  
注意！**

市や総務省が現金自動預払機（ATM）の操作や、給付の手数料を求めることは絶対にありません



## 募集

### 調理師試験 準備講習会

県内のひとり親家庭の母または父、寡婦を対象とした調理師試験準備講習会の受講生を募集します。

#### ◆対象

・調理実務経験が2年以上あり、県が実施する調理師試験を受験する人  
・講習会に2日間とも出席できる人

#### ◆日時（2日間）

8月22日（土曜）～23日（日曜） 9時～16時20分

#### ◆定員 30人程度

#### ◆場所 県総合保健センター（宮崎市霧島1・1・2）

#### ◆受講料 無料

※ただし、テキストは県内保健所で各自購入ください

#### ◆必要書類

・令和2年度「就業支援講習会受講申込書」（宮崎県母子寡婦福祉連合会のホームページからダウンロードまたは子育て支援課で配布）  
・調理師試験受験願書の写し

（受領印のあるもの）

※願書提出先は県内各保健所（受付期間は5月25日～6月19日）

・児童扶養手当証書または、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し

#### ◆申込締切

7月31日（水曜）先着順

#### ●申・問

・県母子寡婦福祉連合会（宮崎県原町2番22号）  
TEL 0985・22・4696

### 「愛のふるさと福祉基金」から助成

保健福祉推進などを目的とした地域福祉活動を行っている団体に、「小林市愛のふるさと福祉基金」から助成を行っています。助成額は、提出された事業計画内容を運用委員会で協議し決定します。詳しくは、福祉課まで問合せください。

#### ▼対象者

・社会福祉法人  
・地域福祉を推進する民間団体

#### ▼申請方法

福祉課窓口または、市のホームページで配布の申請書

を提出ください。

#### ▼申込締切

6月19日（金曜）必着

#### ●申・問・福祉課

TEL 23・0111



### 保健・福祉

### 家族介護者の集いに 参加してみませんか

小林市地域包括支援センターでは、介護をしている人たちが悩みを出し合い、介護に対する「思い」を共有する集いを開催します。介護経験などについて語り合っていただし、そこから何かヒントを見つけていただければ幸いです。どなたでも参加できます。

#### ◆日時

6月13日（土曜）  
13時30分～15時

#### ◆場所

小林市地域包括支援センター

#### ◆内容 懇談・茶話会

#### ◆参加費 無料

#### ◆その他 申込み不要

#### ●問

・小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707

### オレンジカフェに 参加してみませんか

オレンジカフェは、地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。

#### ◆その他

申込み不要です。直接会場にお越しください。

#### ●問

・小林市地域包括支援センター  
TEL 25・0707  
・のじり地域包括支援センター  
TEL 44・2271

### 市役所でクールビズが実施されます

市役所では職場の省エネルギーの推進や執務効率の向上を目的に、「クールビズ」を実施しています。執務中、業務に支障のない職員については、ネクタイや上着などを着用しない軽装に取り組みます。皆さまのご理解をお願いします。

◆期間 10月31日（土曜）まで

●問 = 生活環境課 TEL 23 - 8122

## 各種がん検診 特定健診について

次の各種健（検）診を西諸管内の医療機関または集団健（検）診で実施します。

### ◆健（検）診の種類

特定健診、長寿健診、健康診査、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診

### ◆日程

令和3年1月31日まで

### ◆場所

西諸管内個別健（検）診実施医療機関、各地区体育館など

### ◆その他

●集団健（検）診および個別健（検）診は、事前に予約が必要で、詳しい内容は、対象者に送付した「令和2年度特定健診・各種がん検診の案内」または市ホームページをご覧ください。

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため受診される前のお願い

●①緊急事態宣言発令時の受診は控えてください。

②健（検）診当日は、必ず自宅などで体温測定をして、37・5度以上の発熱がある場合は健（検）診受診を控えてください。

③発熱がなくても、咳や痰などの呼吸器症状のある人、体調のすぐれない人は原則健（検）診受診を控えてください。

④症状がなくても健（検）診当日は、マスク着用や受診前の手洗い、消毒などを行ってください。

⑤その他の感染症拡大防止の取り組みにご協力ください。  
※新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、延期や中止になる場合がありますのでご了承ください。

### ●問・健康推進課

Tel 23・0323

## 案内

### バスの通学費助成

小林市内に住所を有し、小林市内の高等学校へバスで通学する学生の交通費を助成します。

定期乗車券を購入している場合、月額5千円を超える額を対象に（スクールバスの利用料を含む）、年3万円を上限に助成します。

※キャンパス・ミニを購入の人で、前期分（半年）の購入金額が6万円に満たない場合は、後期分を購入後に、年間分を申請していただく。と申請手続が1度で行えます。その場合、後期分のキャンパス・ミニの購入前に、前期分の写しをとっておく必要があります。

### ◆申請方法

次の申請書などを申請窓口へ持参ください。

- ・助成金交付申請書
- ・定期乗車券の写し（スクー
- ルバス料金納入書の写し）
- ・市内高等学校の在学証明書などの写し（学生証）

※申請書は申請窓口または市ホームページで配布

### ◆申請窓口

本庁舎企画政策課、野尻庁舎地域振興課、紙屋出張所

### ◆申請期間

随時受付

### ●申・問

・企画政策課  
Tel 23・0456

## 働くあんしんサポート！ 労働相談の日

県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブル（パワハラ、賃金未払、解雇など）について、随時、秘密厳守・無料で相談に応じています。日曜にも労働相談を受け付けます。

### ◆受付期日（要事前予約）

▼日曜受付日時  
6月7日（日曜）  
9時～17時

### ▼平日受付時間

8時30分～17時

### ◆対象者

県内の事業所に勤務する労働者及び使用者

### ◆場所 県労働委員会事務局

（県庁3号館6階）

### ◆相談方法

電話、面談、ファックス、インターネット（宮崎県労働相談メール送信フォーム）で検索）

### ●申・問

・県労働委員会事務局  
相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」  
Tel 0985・26・7538  
Tel 0985・20・2715  
Fax 0985・20・2715

## その他

### 第62回 水道週間

6月1日（月曜）から6月7日（日曜）まで、第62回水道週間が実施されます。今回のスローガンは「飲み水を未来につなごうぼくたちです。今後も市が皆様に「安全でおいしい水」を「安定してお届け」するため、皆様には引き続き水道料金の支払いや、水道工事などによるやむを得ない断水について、ご理解とご協力をお願いします。

### ●問・上下水道課

Tel 23・0321





# 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 市税等の徴収猶予の特例制度をご活用ください

新型コロナウイルスの影響により事業などの収入に相当の減少があった方は、1年間市税等の徴収の猶予を受けることができるようになりました。

特例制度では担保の提供が不要です。また、延滞金もかかりません。

猶予期間内の途中で納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### ◆対象者

①・②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象です

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)で、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

※判断については向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、状況に配慮し適切に対応します。

### ◆対象となる市税等

申請時から概ね2か月以内に納期限が到来する市税等が対象です

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての税目が対象です。

個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など

### ◆申請手続き

感染拡大防止のため申請書提出は「郵送」ください

・申請をする方は「税務課」または「ほけん課」までご連絡ください。申請書と返信用封筒を郵送します。

※市ホームページ(くらし→届出・税→税金→納税)でもダウンロードできます。

・申請書に必要事項を記入し、収入や預貯金の状況がわかる資料(売上帳や現金出納帳、預金通帳の写しなど)を「税務課納税グループ」に送付してください。これらの資料の提出が困難な場合は、ご相談ください。

・eLTAXでの電子申請も受け付けています。電子申請には、電子証明書を使用した電子署名が必要です。また、個人はマイナンバーカードの公的個人認証が必要です。

### ◆申請期限

納期限までに申請が必要です

令和2年2月1日～令和2年6月30日までに納期限が到来するものは **令和2年6月30日まで**

※上記以降に納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)が到来するものは、その納期限までが申請期限です。

### ◆問い合わせ・申し込み先

●申請書の取得や詳しい内容について

・税務課 納税グループ TEL 23-0115

・ほけん課 納税グループ TEL 23-0116

●申請書提出先

〒886-8501 小林市細野300番地

小林市役所税務課納税グループ

### 口座振替の方はご注意ください!

申請を検討されている方で、金融機関からの口座振替となっている方は、必ず

### 納付期限の10日前まで

にはご連絡ください。ご連絡が無いと、金融機関口座から振替されてしまいます。